

議 会 だ よ り

清水町

2017年(平成29年) 2月

No.148

■発行 北海道清水町議会
■編集 清水町議会運営委員会
〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目
☎62-3317 FAX62-5160

アイスアリーナや体育館など8施設の

指定管理者を可決

第7回定例会

第7回定例会は12月13日に開会、20日までの8日間を会期として開かれました。町からは行政報告が3件示されたほか、条例の全部・一部改正が3件、一般会計を含む5会計の補正予算、指定管理者の指定2件の提案があり、全て原案のとおり可決しました。15・16日の一般質問では、9人の議員が登壇し19項目にわたって理事者へ質問を行いました。

指 定

管理者の指定2件と、指定に関わる債務負担行為の追加を含む一般会計の補正予算について町から提案があり、審議を行った結果、全会一致で可決しました。

アイスアリーナ及び御影パークゴルフ場については、平成19年度から引き続き「NPO法人清水町アイスホッケー協会」が、



アイスホッケー協会は指導体制が充実しており、主催事業や大会についても数多く開催している。



体育協会主催の「しみず子ども体力づくり塾」では、工夫を凝らした様々な取り組みが行われている。

社会体育施設6施設(体育館・農業研修会館・柔道場・体育館前パークゴルフ場・町民野球場・有明公園多目的広場)については、平成26年度から引き続き「NPO法人清水町体育協会」が指定管理者となり、各施設の管理・運営を担うことになります。

指定の期間は平成29年

4月1日から5年間です。町からは、「公募の結果どちらも一団体のみの応募であり、公募委員を含む6名で構成する指定管理者選定委員会できれまでの実績と要件を満たしていることが認められた。その結果を受け、候補者として選定した」との説明がありました。

契約の締結により発生する指定管理者委託料の総予算限度額は、管理運営に関する5か年の収支計画に基づいて算定し、アイスアリーナ・御影パークゴルフ場運営管理が1億7798万円、社会体育施設運営管理が1億6636万円となっております。

第7回定例会で可決した

条例の全部改正・一部改正

- 農業委員会の選挙による委員定数条例の全部改正
農業委員の選出方法がこれまでの公選制(選挙)から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されたことに伴い、標題及び趣旨規定を「委員の定数を定める条例」に改め、委員定数を17人とする。
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
・介護休暇の分割取得を可能とする。
・最長で連続して3年間、1日につき2時間までの介護時間を新設。
・育児休業等に関わる子の範囲を拡大。
- 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
・育児休業を取得できる子の範囲拡大など。

議会の2常任委員会を「総務産業常任委員会」「厚生文教常任委員会」に変更

定例会最終日の12月20日に、議会委員会条例の一部改正について、原紀夫議員から議案の提出があり、審議の結果、原案のとおり可決しました。改正内容は、これまでの総務文教と産業厚生との2常任委員会を、総務産業と厚生文教の2常任委員会に変更するものです。

意見書の提出

次の意見書は、第7回定例会において審議の結果、可決され、議会はこれを関係行政庁に提出しました。

◆JR北海道への経営支援を求める意見書